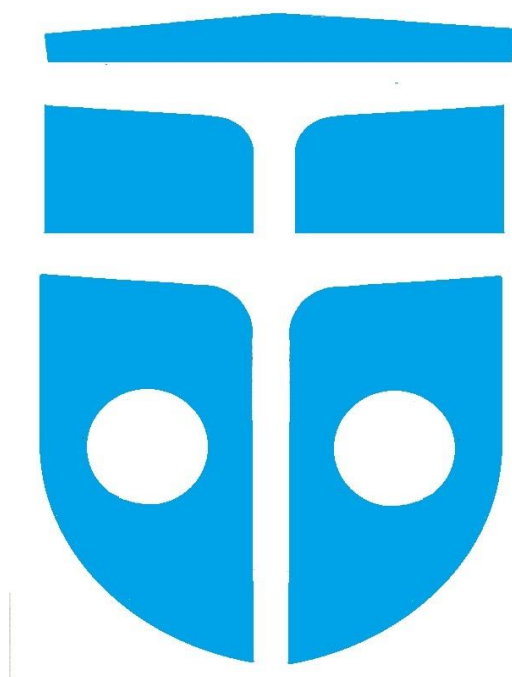


令和7年度

名古屋市立千代田橋小学校
いじめ防止基本方針



1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

本校では、上記の「いじめ防止対策推進法」による定義を「いじめ」と考え、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立って行う。いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校における「組織」として行う。外見的にけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

かつてのいじめの定義には「自分より弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、被害者や加害者に対する教育的な配慮や指導を考慮し、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることも必要である。

2 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、上記のことを踏まえ、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

- 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、「いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ことについて、児童が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、教育委員会・家庭・地域・関係機関等との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

3 校内体制

- ・ 学校は、いじめ防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりのために、いじめが発生した場合の対応やいじめ防止のための指導計画を示し、各担任が共通理解を図っている。また、いじめが起こった場合には、主幹教諭に報告し、対応を検討した上で、保護者への連絡を行う。
- ・ 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ等対策委員会」を中心として、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- ・ 「いじめ等対策委員会」は、月1回や緊急な場合など、必要に応じて開催するとともに、開催したときは、議事録を作成する。その際、会は他の会と重ならないよう単独で開催する。
- ・ いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、多様な専門性をもった職員が多面的に関わるなど、学校全体で組織的に対応する。

- ・ 機動的で柔軟な対応ができるように、情報の「集約担当」を設ける。
- ・ いじめを発見、訴えを聞いた場合は、即日に集約担当に報告し、一両日に「いじめ等対策委員会」を開催するなど、関係事案を迅速・正確に報告する。
- ・ 「いじめ等対策委員会」の構成員
校長、教頭、主幹教諭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭、当該児童の担任・委員会活動などの関係教職員、子ども応援委員会コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど

4 積極的認知に向けた教職員一人一人の心構え

- ・ 教職員一人一人が多様な背景をもつ児童の理解と配慮を含めた人権意識をもつ。
- ・ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ いじめの認知の判断基準については、加害行為の「継続性」「集団性」「一方的な力関係の有無」「深刻度」などの要素により、いじめの定義を限定して解釈することがないようにする。
- ・ 児童とふれあう機会をできる限り多く設ける。
- ・ 児童の話に耳を傾け、親身になって対応し、児童が何でも相談できる信頼関係を築く。
- ・ いじめ防止対策推進法第2条のいじめの定義に従って、積極的に認知する。
- ・ いじめを見過ごしたり、気付いてながらも見逃したり、相談を受けたときの対応を先延ばしにしたりしない。
- ・ いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを見逃したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し、指導につなげる。
- ・ 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先させる。
- ・ いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断する。
- ・ 保護者や地域と連携を取り合い、子どもに関する情報を共有する。

5 未然防止の取組

- ・ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、児童の自己肯定感・自己有用感が高められるよう努める。
- ・ 児童が他者と心が通じ合えるようなコミュニケーション能力を育み、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いの違いを認め合うことにより多様性を認める心を育む。多様性を認め、相互に補い合っていく中で、互いを尊重し合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・ 上記の内容について、学校及び児童の実態を踏まえ、子ども応援委員会と連携して企画・計画・実践を進める。

(1) 授業づくり

- ・ 児童の自己肯定感を高めるために「分かる授業」「一人一人が参加・活躍できる授業」づくりに向けた教師一人一人の授業力向上に努める。
- ・ 授業では、児童一人一人が学習内容を理解できるように、個別最適な学びとし、他者に自分の思いや考えを伝え、認め、認められることにより、学ぶ意欲をもつようにしていく。

- ・ 教職員同士で積極的に授業公開を行い、互いの授業を参観し合う機会を位置付けるよう努め、教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合うようにする。

(2) キャリア教育の充実

- ・ 自己理解・他者理解を通して、将来どのような生き方をし、どのように社会に貢献し、どのような生きがいを得るのかを考えるキャリア教育の取組を進める。

(3) 道徳教育・人権教育

- ・ 道徳教育の実践を通して、豊かな心の育成を図る。特に、「一人一人を大切に」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」等、他を思いやる心、自他の生命を大切にする心を育むとともに、「死ね」「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。

活用資料：「I N Gハンドブック」「人権教育の手引き」「学校における人権教育をすすめるために～実用編～」「人権教育の手引き～みんなで学ぶ人権ワーク集～実践編」など

(4) 集団づくり

- ・ 社会体験や交流体験の機会を計画的に設定し、他の児童や地域の方々との関わり合いを通して、児童が自ら人と関わることの喜びや大切さに気付く、学ぶ機会を設定する。
- ・ 単に「児童が何かを体験すればよい」、「児童同士が交流できればよい」といった意識ではなく、児童の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、「友達のよさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」などの場や機会を設定する。
- ・ 児童会の取組において、「なごやI N Gキャンペーン」等の機会を生かし、児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止める。そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるよう働き掛ける。

《学校全体での取組み・活動》

「6年生を送る会、交通指導感謝の会等に向けて」

「なごやI N Gキャンペーン学級スローガンづくり」

「ペア学年での活動」「分団会・分団登下校」

《各学年での中心となる取組・活動》

【1年生】 「学校探検での教職員とのふれあい活動」

「学区の保育園児との交流活動」

【2年生】 「学区探検での地域との交流」

【3年生】 「学区探検での地域との交流」

【4年生】 「思春期セミナー」

【5年生】 「中津川野外学習」

【6年生】 「修学旅行」「薬物乱用防止教室」

(5) 教育相談

- ・ 気軽に相談ができる存在があることを知らせるために、全小学校4年生の児童にスクールカウンセラーとの面談を実施する。
- ・ 全ての児童に事前にアンケートを行ったのち、教育相談を行うことで、より具体的、効率的な教育相談を行えるよう努める。
- ・ 事前アンケートや教育相談であがった配慮、指導が必要な内容には、主幹教諭やスクールカウンセラーと共有しながら、多くの目で指導や支援を行えるように努める。

6 早期発見の取組

学級や委員会活動など、学校生活すべての場において、子どもをきめ細かく見守る。いじめの早期発見のために、日常的な観察とともに、質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談、スクールライフノート、生活ノート（班日記等）の活用などを計画的に行い、日常の児童の様子を把握する。また、子ども応援委員会と定期的に情報交換を行うことで、早期発見に努める。

(1) 日常的な観察

- ・ 日頃から児童との触れ合う機会を増やし、児童一人一人の交友関係や行動、思考の特徴をよく理解するように心掛けるとともに、いじめの兆候や児童が示すサインを見逃さないようにする。

(2) 「学校生活アンケート」

- ・ 学級集団づくりに活用する中で、結果として表れる「学級での満足度」「学校生活における意欲」「ソーシャルスキルの定着具合」を基に、状況によって即時に、児童個々へ対応する。

(3) 定期的な無記名式のアンケート調査

- ・ 「無記名式アンケート」の実施により、誰が被害者か加害者かとかは関係なく、いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、未然防止の取組の評価・改善につなげる。

(4) 緊急的な記名式のアンケート調査

- ・ 重大事態が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的に記名式でアンケート調査を行う。

(5) 教育相談

- ・ いじめの被害者は「全力で守る」という学校・教職員の姿勢・決意を示す。他の児童のいじめについて見聞きした場合は、勇気をもって相談するよう呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えておく。
- ・ 気軽に相談できる存在があることを知らせるために、年度当初に、全児童に、短時間で学級担任やスクールカウンセラー等との面談を実施する。また、転入時においては、学級担任以外にスクールカウンセラーや養護教諭などに個別に引き合わせるようにする。
- ・ (2)(3)でのアンケート調査の結果等を基に、全ての児童を対象として、年間に2回、教育相談週間を設ける。
- ・ 児童が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラーへの相談も可能とする。

(6) 保護者・地域との連携

- ・ 保護者に対しては、日頃から児童のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、児童について気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。
- ・ 地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」等を活用し、児童について気になることがあれば速やかに学校に連絡を入れていただけるように依頼しておく。

(7) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配付

- ・ 年度当初に、全児童に配付し、各相談機関について周知する。
- ・ 毎日使用するかばん等に入れておくなど、いつでも見ることができるよう指導する。

(8) SNS相談

- ・ 相談する先が24時間365日あることを4年生～6年生に周知し、アクセスコードを配付する。また、学習者用タブレット端末を使って、SNS相談の体験活動をさせる。

7 いじめに対する措置（重大事態・警察との連携を含む）

- ・ 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たる。とりわけ、児童虐待や重大ないじめ、自死などにつながる恐れのあるハイリスクな要因を抱えた児童に関しては、早期発見・早期対応の上で、関係機関との連携を図る。
- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

(1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応

- ・ 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐにその行為を止めたり注意したりする。
- ・ 児童や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯な態度で傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階からの的確に関わりをもつようにする。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・ 発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに「いじめ等対策委員会」に報告し、情報を共有する。
- ・ 「いじめ等対策委員会」を中心として、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、いじめの認知・判断をする。
- ・ 以下のような「重大事態」については、直ちに教育委員会に報告し、連携を図りながら調査に着手する。調査を行う際には、詳細な事実関係の確認を行うため、対象児童生徒・保護者のみならず、関係児童生徒・保護者に対しても説明し、協力を得るように努める。

○ 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

○ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」

- ・ 30日を待たず、1週間をめぐりに連絡し概要を報告する。

○ 「児童や保護者からいじめられて重大事態が生じたという申し立てがあったとき」

※ また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

- ・ 状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所など、関係機関との連携を図る。

(2) いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・ 「複数の教職員で見守る」「いじめた児童を別室で指導する」など、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。
- ・ 上記の対応によっても、いじめられた児童が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、学習の支援など、いじめられた児童及びその保護者の心情に寄り添いながら支援する。その際、「出欠席の取り扱い」「内申も含めた成績への影響」について、いじめられた児童に不利益が生じないことを初期段階から説明するよう配慮する。
- ・ 保護者には、電話連絡だけでなく、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝える。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーや外部専門家の協力を得る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。

(3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の発達に配慮する。
- ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会との判断による出席停止」、「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働き掛け

- ・ 傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を醸成できるようにする。
- ・ いじめの解決とは、謝罪のみで終わるのではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって解決と判断するようにする。
- ・ 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会に一報するとともに所轄警察署・関係機関に相談し、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講演会を実施したり、相談機関の窓口や、関係機関が実施する取組を周知したりする。
- ・ パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
- ・ 保護者に対しても、情報モラルに関する講演会等の実施や「情報モラル啓発資料」の活用を通して、現状について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めていただけよう、折に触れて依頼する。

8 子ども応援委員会との連携

必要に応じて、子ども応援委員会との連携を図り、未然防止及び早期発見の取り組みを進めるとともに問題の解決に努める。

9 校内研修の実施

いじめ防止等のための対策に関する校内研修を実施し、教職員の資質向上に努める。

10 学校評価の実施

いじめ防止等のための対策に関わる取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

◆ いじめが発生した場合の対応の流れ ◆

